

【加盟の手順】

このネットワークは、全国ユニバーサルワークサポート協議会の活動に賛同し、障がい者の就労支援に取り組む事業所によるネットワークです。
【加入希望の場合、加盟申請書を提出して運営母体であるART FUNKより承認を受けてください。】

ユニバーサルワークサポートネットワーク会員加盟規約

（目的）

第1条

このネットワークは、障がい者の就労支援事業所の情報発信をサポートすることにより、障がい者の就労による社会参画を促進する事を目的とする

（登録）

第2条

本規約に同意し、ユニバーサルワークネットワーク(以下「u-work」という)会員登録を申込み、運営母体であるART FUNKが加盟を認めた法人、個人または団体が運営する障がい者就労支援事業所とする

また、本システムにおいて本規約に基づく加盟についてART FUNKが開始を認めた日を加盟承認の開始日とする

（会費）

第3条

- (1) 加盟事業所はネットワーク運営に当てるため会費を納入しなければならない
- (2) 会費は1口単位とし、会員は予め1口以上を申し出る
- (3) 会費は1口につき年額6,000円とする
- (4) 納入された年会費は理由の如何を問わずこれを返却しない

（資格の喪失）

第4条

本会は、次の各号の一に該当するときはその資格を失う

- (1) 退会したとき
- (2) 年会費の滞納が2年間におよび、ART FUNKが退会の扱いを至当と認めたとき
- (3) 団体の解散のとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第5条

会員は、退会しようとするときは、退会届をART FUNKに提出しなければならない

(除名)

第6条

会員が、本会の名誉を傷つけまたは本ネットワークの規約に著しく違反したとき